

「グリーンガイドライン」のポイント 及び実務事例

弁護士
石山修平¹ Shuhei Ishiyama

I はじめに

昨今、若干交代の動きはあるものの、欧州を中心に気候変動対策等サステナビリティに配慮した企業の取組を競争政策上どのように考慮すべきかについて、議論が行われている。欧州では、水平的協力協定ガイドライン²において、令和5年7月改定により、サステナビリティに関する章が追加されており、我が国においても、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」が令和5年3月31日に公表、翌令和6年4月24日に改定がなされ、現在に至っている（特段断りがない限り、改定後のガイドラインを指して「グリーンガイドライン」という。）。そこで、本稿においては、紙幅の都合上、簡単にではあるが、グリーンガイドラインに触れた上で、実際に脱炭素化に資する取組が主張された2つの事例について解説を行う。

II グリーンガイドラインの概要

グリーンガイドラインは、大別すると①総論

②共同行為③企業結合の3つのパートに分かれており、行為類型ごとに、脱炭素化に資するような行為についての公正取引委員会の考え方が、想定事例とともにまとめられている。個人的に特に重要な点と考えているのは3点である。

1 「競争促進効果」の解釈

グリーンガイドラインにおいては、商品（当該商品が組み込まれた最終製品を含む。）の生産段階又は使用段階における温室効果ガス削減に資する商品を生み出す場合には、「品質の向上」があるとして競争促進効果や効率性の向上があるものとして考慮する旨が明記された³。

2 ハードコアカルテルに関する判断 枠組の明示

いわゆる「ハードコアカルテル」と呼ばれているような、「通常、競争制限効果のみをもたらすような行為」についても、それらを実現するためにより競争制限的でない他の代替手段が存在しないものについては、企業結合と同様の手法により市場を画定した上で⁴、当該市場における競争の実質的制限の有無を判断するとい

1 弁護士法人協和総合パートナーズ法律事務所所属

2 Guidelines on the applicability of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to horizontal cooperation (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52023XC0721(01))

3 グリーンガイドライン2頁（脚注4参照）

4 グリーンガイドライン13頁（脚注24参照）。なお、いわゆるハードコアカルテルのような事例においては、我が国においても、企業結合で行われるようなSSNIPテストのような判断手法を用いることなく、立証された合意の範囲＝市場であるとするという認定手法が用いられることも多いが（東京高判平成28年5月25日（平成27年（行ケ）第50号）等）、そうした手法を採用しないケースもあり得る旨を宣言している点が重要である。